

令和 8 年度

第 6 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 8 年 8 月 5 日(水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 事業計画変更承認とそれに伴う農地法第 5 条の規定による
許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	藤谷 敏美	○		13	佐々木 利雄	○	
2	増谷 克則	○		14	田邊 文隆	○	
3	安廣 直也	○		15	名越 正治	○	
4	須應 敏明	○		16	瀬尾 憲雅	○	
5	寺西 玉実	○		17	金本 哲弥	○	
6	栞原 憲明	○		18	道下 和子	○	
7	福島 昭彦	○		19	井上 伸啓	○	
8	石田 ひとみ	○		20	小次 啓二	○	
9	前田 耕廣	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 忠範	○		22	青才 弘江	○	
11	竹森 達		○	23	小田 徳生	○	
12	荒木 嘉夫	○		24	奥田 順紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

市長部局・事務局出欠状況

(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	中村 雅文	○	
係 長	森戸 活美	○		主 任	石田 泰清	○	
主任主事	光保 克敏	○		(高野出張所)			
主任主事	木村 泰三	○		出張所長	平岡 靖之	○	
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二	○		(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	今西 隆行	○	
				参 事	掛札 靖彦	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 恵美	○		出張所長	六原 善博	○	
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局員 (係長)	定刻となりましたので、ただ今より令和8年度第6回庄原市農業委員会総会を始めさせていただきます。(午後1時30分) 本日は事務局長が所要のため、係長の森戸が進行を務めさせていただきます。 本日は11番竹森委員、24番奥田委員から欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 3番安廣委員さん、4番須應委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案に移る前に、あらかじめ送付した議案に訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。
事務局員 (本庁)	議案の訂正について報告します。 【訂正箇所】 ・議案第4号「非農地証明申請について」 受付番号21：議案説明資料の位置図で示す場所が誤っていたため、正しい場所に修正 以上、報告いたします。
議長	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号33から34の2件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。

4 番須應委員	受付番号 34 の件で、令和 7 年の 3 条許可申請時には、別の耕作者との賃貸契約が残っていたため譲渡の手続きが後になったとのことですが、最初の申請の際に耕作契約について確認はされていなかったのでしょうか。
事務局員 (高野出張所)	最初の申請段階でも、賃貸借の契約があることは認識していましたが、合意解約の手続きや協議がすぐに進まなかったため、申請地の手続きが後になったということです。
4 番須應委員	それぞれの申請を出した時点で、処理が長引くことは前後で把握されていたのですか。
事務局員 (高野出張所)	高野出張所へ最初の申請があった際には、今回申請される農地が除かれたまま提出があったので、その時点ではそういう話があったとは聞いていませんでしたが、申請者本人も合意解約が必要という認識のもと手続きを進められたということになります。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 33 から 34 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 33 から 34 の 2 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 議案第 2 号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。

事務局員 (本庁)	原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。 内訳としましては、1年契約が2件 8,409 m²、4年契約が1件 7,179 m²、5年契約が1件 14,455 m²、9年契約が1件 4,740 m²、合計5件 34,783 m²となっております。 借受人については転貸先の項目のとおりです。 詳細は、議案資料1ページから12ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
5番寺西委員	内訳表の転貸先について、1年契約の転貸先の枠に2名の名前が書かれていますが、共同で賃貸借契約を結ぶということでしょうか。
事務局員 (本庁)	2名については、共同ではなく、個別に1年契約で賃貸借契約をされる方が2名いるという意味で記載しております。
5番寺西委員	3ページ目の貸付者の漢字は、「●」ではなく「○」で間違いないでしょうか。
事務局員 (本庁)	はい。間違いありません。
議長	ほかにごございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長	挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第 3 号「事業計画変更承認とそれに伴う農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 28 について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (東城出張所)	受付番号 28 についてご説明いたします。申請地の位置図等は説明資料 3, 4 ページをご覧ください。 令和 8 年 4 月 7 日の総会に許可を受けた太陽光発電設備の転用事業については、7 月 3 日付で事業計画変更承認申請及び農地法第五条に基づく許可申請書が提出されました。事業計画変更承認申請による変更内容は、譲受人の変更であり、当初の計画者である株式会社▲▲から株式会社○○へ継承するとのことです。なお、事業に関する変更はありません。 当初、計画者が変更前の事業計画どおりに遂行できなかった原因については、転用許可後、着工前に業績不振により、事業継承を含む会社分割が行われたためとしています。この計画変更に伴い、譲渡人と新たな譲受人との所有権移転を行うため、農地法第 5 条の規定による許可申請書があわせて提出されています。 続いて、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する議案説明資料 3 ページをご覧ください。申請地は東城支所から北方向に約 0.7 km に位置する第 3 種農地になります。詳細資料については 4 ページを御覧ください。 申請理由については、当初の申請者が太陽光発電設備に適した土地を探しており、申請地が周辺土地や農地への影響が少なく、農地性が無い土地であったことから、譲渡人と交渉し、耕作が困難な事情から承諾を得られたため、太陽光発電設備の設置を計画した。当初の申請者が事業を継続できなくなったため、会社分割により、このたび、事業を継承することになった。と記載されております。 事業費は総額○○円で、全額自己資金によるものと記載され、残高証明書の写しが添付されています。被害防御措置について、土地の造成等の変更については現状のまま利用し、土地の造成は行わないとのことです。 土地の流出や崩壊等に関する措置は特に被害の恐れが無いため現状のまま利用するとのことです。 周辺農地の通風等に関しては特に影響がないため措置は行わないとしています。 用水計画については、用水は必要とせず、雨水は自然流下、汚水は発生しないと記載され

事務局員 (東城出張所)	ています。 農振農用地区域については、第3種農地のため除外不要です。 農業委員、農地利用最適化推進委員による現地調査の結果、周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断しております。 説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
8番福島委員	初めてなのでどのようにお尋ねすればよいか分かりませんが、許可を得て太陽光発電設備を設置されたのは良いものの、その後の管理が行き届かず、結果として近隣に大変迷惑をかける事例があると聞いています。今回の場合、周辺に特に影響はないとのことでしたが、例えば、安全措置や設立側がどのような管理をするかという決まりはあるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	管理方法については、特に決まったことというのはありません。庄原市で規定をしているわけではなく、シートを張る、または草を年に何回刈る等、いろいろな形の管理をそれぞれの業者の方が行い、それが行われなかった時に問題になるということだと思います。 申請時には、なるべく確認するようにしていますが今回の件については聞き取りをしてはいません。 今回の申請につきましては、4月7日付で許可を出した業者が、説明のように破産され、出資先である親会社が見つかったため、内容はそのまま経営移譲という形で新会社が設立された形になります。 受付時には、前回のとおりに行うということしか聞き取っておらず、草刈りの回数やどのような管理をするかということについては、すでに許可が出ていた件だったため聞き取りをしていませんでした。申し訳ありません。 庄原市としては、草刈りの方法やシートを張るまたはフェンスの設置することの指導についての規定は特段存在していませんので、各事業者の決まりに沿って対応している状況です。
8番福島委員	転用許可の基準について確認したかったのですが、庄原市で定めたものはないということですね。
事務局員 (本庁)	草刈りの回数やシートを全域に張るといった基準はありません。

19 番井上委員	規定の件ですが、前回の役員会に出たのですが、庄原市としての基準は無いと言われました。各農業委員が太陽光の件で困りごとがあれば意見を挙げて、集約して農業委員会として規約を定めるように市へ指導しようという結論になったと思いますが違いましたでしょうか。
議長	そのとおりです。
19 番井上委員	そうですね。ですので、各農業委員は、それぞれしっかりパトロールしていただき、意見を挙げていただきたいと思います。
議長	担当の瀬尾委員さん、何か付け加えることはありますか。 会社と管理を含めた契約の話は何か聞いていますか。
16 番瀬尾委員	前回、現地調査をさせていただきましたが、その時は周りの状況を見て支障ないということでした。今回のことについては前回と同じなので特段付け加えることはないと思います。
議長	ありがとうございます。ほかにございますか。
5 番寺西委員	実は、〇〇については、着工を予定されていましたが、1年経っても草むらの状態だったため地域から苦情が出て、鳥獣被害の問題もあり、住民から電話を掛けたり、民生委員にお願いして〇〇に問い合わせた事例があります。その件については、令和7年9月に着工されました。それからの状況ですが、親会社が経営移譲をして、名前は当時のままということですが、苦情のあった土地に防草シートは貼られておらず、かなり草が生えています。このことについてはまた業者に話をしなければならないのですが、その土地は農地では無いため、農業委員会として声掛けができないという状態です。ですので、地域の困りごととして民生委員にも声をかけて対応をお願いしようと思っています。他の事例がありましたらお聞かせください。
議長	事務局は、新しい会社の概要についての資料はありますか。
事務局員 (本庁)	資料としては添付しておりませんでした。申し訳ありません。
議長	会社の概要についても情報提供をお願いします。 寺西委員さんが言われたように、全国農業会議でも、対応の良くない会社についてまとめ

議長	ているようです。その一覧に載っている業者については、窓口で断ることはできると思います。 そういった情報を集める必要があり、庄原市でも様々な情報があればまとめて、該当会社が来た場合は厳重注意や、条件を付けて満たされなければ着工できないようにするといった対応ができると思います。 また、総会では何度も言っていますが、庄原市には太陽光に対応する条例は無いです。それを毎年意見書に挙げて市に提出しますが、市は市民から困ったという話は聞いていないという回答をされます。そこで、色々な事例を集めて、役員会で意見を集めていこうということになりました。 広島県内で条例があるのは東広島市だけです。東広島市は営農型太陽光でサカキを植えるという内容であまりにも大量な申請が出てきたため、独自の条例を作ることになりました。これは農地に限らず、市全体の太陽光に対する対応を示すもので、条例が出された後は案件が出てこなくなりました。 業者の方も条例を整備して細かいところまで規定があると、入り込もうとしなくなる傾向があるようです。 庄原市でも、今後そのように進めていかなくてはいけないと思っております。 今回の案件については、事務局から説明のあった通りです。この条件で採決を行いますのでよろしいでしょうか。
21 番天根委員	今のお話を聞くと、賛成の方に手を上げるかどうかということになりますが、挙げなければ承認されないということでしょうか。
議長	多数決になるので、賛成と反対を含めて決定させていただきます。 よろしいでしょうか。
5 番寺西委員	〇〇の新会社の手持ち資料をお持ちとのことですが、それは信頼できそうなものなのでしょうか。私が会社の情報を調べたところとても小さな会社で、事業を下請けに任せて工事をされているようでした。工事は行われると思いますが、会社としての信頼性は大丈夫でしょうか。
事務局員 (本庁)	定款の読み上げならできますが、信頼できる会社かどうかの判断は難しいと思います。 それでもよろしいでしょうか。 (異議なしとの声)

事務局員 (本庁)	それでは読み上げさせていただきます。本店は■■。会社設立日は■年■月■日です。 目的は一として太陽光、バイオマス、その他自然エネルギーによる発電事業及び電力販売。 二として再生可能エネルギー、設備の企画、設計、施工、保守及び販売。 三として住宅リフォーム、住宅設備機器、省エネルギー機器及び建設機器の導入販売、施工並びにリースの利用。 四として、建築工事、電気工事、管工事、内装仕上げ、工事等の請負および施工。 五としてエネルギー関連、建築関連および経営コンサルティング業務。 六として不動産の売買、賃貸、管理および仲介 七として前各号に付帯関連する一切の事業となっております。 発行可能株式総数は■株、発行済株式の総数並びに種類及び数については、発行済の株式の総数が■株、資本金は■円で、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならないとされています。 役員に関する事項については、取締役が□□さんで、代表取締役も同じ方がされております。 以上が定款の内容になります。
議長	ありがとうございました。会長代理とも相談しましたが、事例もありますので、この会社に許可を出す際にスムーズに着工することという条件を付けて、それが守ることができなければ、庄原市においては着工が難しくなるということにしようと思いますが、いかがでしょうか。
5 番寺西委員	前回と今回の会社の住所は同じではないでしょうか。それによって危惧するのは、太陽光ができた後、使用できなくなった時に全く違う国や人に売られてしまうのではないかと思います。
議長	危惧は全員しておりますが、最初から転売目的という場合もありますし、それを取り締まる仕組みというのが今はありません。先ほどの条件を付けるという案についてはいかがでしょうか。反対はありませんか。 (反対なしとの声)
5 番寺西委員	住所については同じで間違いはないでしょうか。
事務局員 (本庁)	同じです。

事務局員 (東城出張所)	株式会社▲▲というのは旧〇〇が破産した際に名前を変えたと伺っております。 申請地について補足しますと、4月総会前の現地確認時点で宅地と住居施設の間にはありましたが、所有者は現地に住んでおらず、草刈り等の手入れはされていない状態でした。それまでは近隣の住民たちがボランティアとして草刈りをされていたそうです。その時に旧〇〇（現：▲▲）が太陽光発電設備を建設するという話になり、近隣の住民に説明会の案内を出されました。その際、住民の一人が出張所に相談に来庁され、住宅近くにある狭い路地の境界寸前に柵を設置されると、今後〇〇が管理しない間に草が伸び、猪が出て困るという懸念がありました。そこで、担当の行政書士を通じて地元説明会の際によく確認しておいてほしいと伝えています。ですので、管理については地元説明会で住民と話し合いをしていると思われます。
議長	ありがとうございました。それでは採決に移ります。 議案第3号「事業計画変更承認とそれに伴う農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号28について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	賛成15人、反対7人。よって賛成多数により、申請のとおり決定されました。
議長	続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号20から23の4件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (西城出張所)	受付番号20 位置等：説明5，6ページに記載 潰廃事由：昭和50年ごろから耕作しておらず、雑木が生えて原野となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (東城出張所)	受付番号 21 位置等：説明資料 5、7 ページに記載 潰廃事由：両親が高齢で耕作管理ができず、申請者も遠方に住んでいたため平成 20 年頃に荒れて原野となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で 今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 22 位 置 等：説明資料 8、9 ページに記載 潰廃事由：昭和 51 年に申請者の父が申請地番とその隣接地にまたがって住宅を建設し現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (高野出張所)	受付番号 23 位 置 等：説明資料 10、11 ページに記載 潰廃事由：大正 10 年頃に住宅が建設され現在に至っており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 20 から 23 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 それでは、議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 20 から 23 の 4 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。

議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明)
事務局員 (本庁)	○報告事項 7月役員会 ○協議事項 (1) 農業者年金加入推進部長について 西城：竹森委員（継続） 高野：小次委員（継続） 東城：瀬尾委員⇒金本委員 に決定。 (2) 広報委員について 比和の榮田委員が辞任されたため、後日、比和出張所から後任を選出することとした。 (3) 就農応援フェアの参加について 9月5日（土）広島会場 9月19日（土）福山会場 ⇒両日とも金本委員が参加することに決定。 ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上、事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第5回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時15分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和8年8月5日

議 長
(道下 和子) _____

3 番委員
(安廣 直也) _____

4 番委員
(須應 敏明) _____